

## 議案第 4 1 号

### 兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議について

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成 2 1 年法律第 7 7 号）並びに出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成 2 1 年法律第 7 9 号）の施行に伴い、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 3 項の規定により、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて、次のとおり兵庫県内の全ての市町と協議する。

よって、地方自治法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により議会の議決を求める。

平成 2 4 年 2 月 2 1 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

### 兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約（平成 1 9 年兵庫県指令市振第 2 2 9 7 号）の一部を次のように変更する。

別表第 2 備考 1 及び 2 中「及び外国人登録原票」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成 2 4 年 7 月 9 日から施行する。

（経過措置）

2 この規約による変更前の兵庫県後期高齢者医療広域連合規約に基づく広域連合の経費に係る平成 2 4 年度までの関係市町の負担金については、なお従前の例による。